はばたけ 21世紀
いきいき男女共同参画

人権政策課男女共同参画係
電話：0269-62-3111
FAX：0269-62-5990
（内線 371）
E-mail：
jinken@city.iiyama.nagano.jp
・　・
いいやま女性センター未来
飯山市大字飯山 1431
電話・FAX：0269-62-0543
E-mail：
center-mirai@city.iiyama.nagano.jp

08.1
No.81

男女共同参画社会づくり条例制定
～一人ひとりが輝く社会へ～

市議会12月定例会において「飯山市男女共同参画社会づくり条例」が議決されました。この条例は公募市民や飯山市男女共同参画推進委員など18名で構成された「飯山市男女共同参画推進条例策定委員会」において3月から検討を重ねてきたものです。10月には、素案を市民のみなさんに公表して意見を寄せていただき、寄せられた意見をもとにさらに検討を加え、できあがった条例案が11月22日に市長に答申されました。

策定委員会で検討を重ねる

内容は、基本理念、責務、施策等で構成され、6つの基本理念「男女の人権の尊重」「家庭生活における活動と他の活動の両立」「社会における制度又は慣行についての配慮」「政策等の立案及び決定への共同参画」「生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重」「国際社会の動向を踏まえた取組」を柱にあらゆる場面で、市、市民、事業者が協働していくことを目指しています。

この条例は2月1日に施行されます。市民のだれもが性別にかかわりなく人権が尊重され、それぞれの個性や能力を十分に発揮でき、家庭・職場・学校・地域など社会のあらゆる分野に積極的に参画できる社会の早期実現を目指して共に協力し推進していきましょう。

「飯山市男女共同参画社会づくり条例」策定にあたって

策定委員会長　田中 清見

私の戦時体験の一つに、昭和十七年、国民学校初等科五年からの男女別学があります。飯山小学校では、それまで男女共学で四クラスあったのが、一組・二組は男子のみのクラス、三組・四組は女子のみのクラスと、それぞれ分かれて学校生活を送ることになりました。

子どもの生活にどんな変化が生じたかというと、男子の女子に対するいじめです。私たち男子の悪餓鬼たちは、下校時、城山で女子を待ちぶせして、木の枝を投げつけたり、カバンを取ったりなどして、いじめることが日常的になっていきました。今どうしてそんなことになったのか考えてみると、それまでいっしょに勉強したり、遊んだりしていたのが、急に切り離されてしまったことに対する抵抗ではなかったかと思っています。男女はともに助け合い、補い合って生活していくのが自然であるのに、それが引き離されてしまったことに対する、子どもなりきの抵抗が背景にあったと今になると思われてきます。

今回飯山市でも、国の「男女共同参画社会基本法」及び、県の「男女共同参画社会づくり条例」を受けて、「飯山市男女共同参画社会づくり条例」が、十二月市議会において議決されました。

「男女共同参画社会づくり」といってもそんなにむずかしいものではありません。戦時体験のところでも述べましたように、家庭や学校、地域や職場で、男女がともに助け合い、補い合って、ごく自然に生活し合っていくためのものです。

条例の目的に、「市民一人ひとりが性別によって制約されることなく、のびやかに暮らすことができ、活力ある飯山市を築くことを目指し」とあるように、男女が性別にかかわりなく、誰もがその人らしくのびやかに生きられる地域づくりを目指すものです。とくに少子高齢化が進む飯山市においては、地域の役職に女性の進出が望まれてきます。また、飯山市の将来を担ってくれる子育てにおいても、子育てを支える人間関係が希薄になっていると言われる状況の中で、父親も母親もともに子育てに係わることが大変重要になってきます。

このように考えると、男女共同参画社会の推進は、私たちの日常生活と深く係わったものであると言うことができるのではないでしょうか。

飯山市男女共同参画社会づくり条例

市民のだれもが性別にかかわりなく人権が尊重され、それぞれの個性や能力を十分に発揮でき、家庭・職場・学校・地域など社会のあらゆる分野に積極的に参画できる社会の早期実現を目指してこの条例を制定しました。

基本理念

1 男女の人権の尊重
女性と男性が性別による差別的な取り扱いを受けることのないよう、個人としての人権を尊重しましょう。

2 家庭生活における活動と他の活動の両立
女性と男性が互いの協力と社会の支援のもとに、子育てや介護などの家庭生活や、職業生活、社会生活における活動が両立できるようにしましょう。

3 社会における制度又は慣行についての配慮
性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、男女が様々な活動ができるように、社会のあり方や慣行を考えていきましょう。

4 政策等の立案及び決定への共同参画
男女が社会の対等なパートナーとして市の政策や企業・団体などの方針の立案決定の場に参画できるようにしましょう。

5 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重
男女が対等な関係のもとに、互いの性に関する理解を深め、意思を尊重し、ともに健康な生活を営む権利を尊重しましょう。

6 国際社会の動向を踏まえた取組
男女共同参画の推進は、国際社会の動向に配慮し、協調して推進しましょう。

⇓

責務

市
男女共同参画促進に関する施策を総合的に策定し、実施に当たっては関係機関、市民、事業者と連携して取り組みます。

市民
家庭、学校、職場、地域など身近なところから男女共同参画に取り組むとともに、市が行う施策に協力しましょう。

事業者
男女が共同して事業活動に参画できる体制を整えるとともに、職場と家庭・地域の活動が両立できるよう職場環境の整備に努めましょう。市が行う施策に協力しましょう。

性別による差別的取り扱いの禁止
家庭、学校、地域、職場、など社会のあらゆる場で、直接的または間接的な性別による差別やセクシャル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスを行ってはいけません。

公衆に表示する情報に関する留意
多くの人が目にする広告、ポスター、看板等の情報に、性別による固定的な役割分担や性別による差別、セクシャル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスを助長・連想させる表現や過度の性的な表現をしないようにしましょう。

⇓

施策

男女共同参画計画の策定 ・ 施策の策定等にあたっての配慮 ・ 財政上の措置 ・ 施策の実施状況の公表等
広報啓発活動の充実 ・ 教育及び学習の機会の充実 ・ 家庭生活における活動と他の活動との両立支援
自営業における環境整備 ・ 調査研究の推進 ・ 市民の活動に対する支援 ・ 附属機関の委員等の構成
苦情及び相談への対応 ・ 推進体制の整備

⇓

男女共同参画社会の実現